

一般競争入札（条件付）公告共通事項（建設工事）

1 入札に参加できる者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
- (2) 入札の公告日において、早島町建設工事請負契約競争入札参加資格に関する要綱（平成 27 年早島町要綱第 20 号。以下「要綱」という。）第 7 条の規定により入札参加資格を有すると認められる者であること。
- (3) 入札の公告日から落札者が決定する日までの間において、岡山県内の地方公共団体から建設工事等入札参加資格に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 入札の公告日から落札者が決定する日までの間において、岡山県内の地方公共団体から暴力団又は暴力団関係者にかかる指名除外等の措置を受けていないこと。
- (5) 入札の公告日から落札者が決定する日までの間において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による岡山県内における営業の停止命令（業種は問わない。以下「営業停止命令」という。）を受けていないこと。
- (6) 入札の公告日から落札者が決定する日までの間において、受審した経営事項審査が有効であること。
- (7) 入札の公告日から落札者が決定する日までの間において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条の規定による破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (9) 入札の公告日において、岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）により早島町の利用者登録が完了していること。

2 入札参加表明について

- (1) 入札参加希望者は、電子入札システムにより設計図書の交付（ダウンロード）を受け、完了登録を行った上で、入札参加表明の登録を行わなければならない。
- (2) 設計図書等に関する質問及び回答は、別添「一般競争入札（条件付）公告」（以下「別添公告」という。）で定めるところによる。

3 入札の執行

- (1) 入札及び開札は、電子入札システムにより行う。
- (2) 入札執行回数は、2 回までとする。
- (3) 落札者にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に入力するものとする。
- (4) 入札者は、入札価格の内訳を記載した書類（以下「工事費内訳書」という。）を、入札書と同時に電子入札システムにより提出する（最初の入札に限る。）とともに、電子くじ用の

くじ番号を入力するものとする。なお、指定の時刻までに工事費内訳書の提出がない場合、並びに、提出された工事費内訳書の金額の合計（消費税額及び地方消費税の額を除く。）と入札書に記載された金額が一致しない場合は、失格とする。

(5) 落札者がいない場合は、入札不調とする。

4 落札候補者の決定

(1) 早島町財務規則（平成13年早島町規則第8号）第85条による予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者（最低制限価格を設定した場合には、予定価格以下の金額で最低制限価格以上の金額をもって応札した者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者）を落札候補者とし、この公告共通事項及び別添公告に基づく入札参加資格の審査を行う。

(2) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムによる電子くじによって落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、入札担当課から書類の提出を求められた期日までに、入札参加資格の審査書類を入札担当課へ提出すること。なお、指定期日までに指示した書類の提出が無い場合は、当該落札候補者の入札は失格となり、次の順位者が新たな落札候補者となる。

5 入札参加資格の審査

(1) 入札参加資格審査申請に係る書類（以下「申請書等」という。）は、次のとおりとする。

- ① 一般競争入札（条件付）参加資格審査申請書（様式第1-1号）
- ② 施工実績調書（様式第2-1号）（公告において施工実績の資格要件を定めた場合）
- ③ 配置予定技術者調書（様式第3-1号）
- ④ 関係書類（別添公告の条件を満たすことを証明する書類）

(2) 申請書等の提出は、別添公告で示す方法により入札担当課に提出すること。

(3) 入札参加資格の審査は、入札参加資格を有する者を確認できた時点で終了し、その他の者についての入札参加資格は審査しない。

6 配置予定技術者の取扱い

(1) 落札者は、配置予定技術者調書（様式第3-1号）に記載した配置予定の技術者を本件工事の現場に配置しなければならない。

(2) 配置予定技術者の専任が必要とされる工事では、配置予定技術者は、次の期間を除き他の工事に主任技術者又は監理技術者として従事してはならない。ただし、本件入札に係る工事と同一の場所又は隣接した場所で行われる他の工事を除く。

- ① 現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの準備期間）
- ② 工事を全面的に一時中止している期間（自然災害等の発生で工事を全面的に一時中止している期間）
- ③ 工事完成後の期間（工事完成検査後の事務手続き等のみが残っている期間）
- ④ 橋梁工事等において工場製作のみが行われている期間（一工事として一体管理している現場で同一工場での工場製作の期間）

(3) 同時に配置可能技術者数を上回る件数の入札に参加することは可能とするが、落札候補

者となったことにより配置可能な技術者が不足する状態となった場合は、それ以後に開札を行う入札について直ちに取下書を提出すること（電子入札システムによる取下げを含む。）。ただし、開札執行が同日に行なわれる場合等で配置可能技術者数を上回る件数の落札候補者となった場合は、先に落札候補者となった工事に技術者を配置しなければならないものとし、直ちに該当機関へ連絡をするとともに配置予定技術者の配置不能に関する届出書を提出すること。

- (4) 本件工事に係る落札者の決定日以降に、配置を予定していた技術者を配置することができなくなった場合は、落札者となった者を指名停止することができる。
- (5) (1)(4) の規定にかかわらず、病休、死亡、退職等特別な理由がある場合は、配置を予定していた技術者を変更することができる。ただし、変更後の技術者が公告において定めた要件を満たしている場合に限る。

7 落札者の決定

落札候補者が入札参加資格要件を全て満たしている場合は落札者として決定し、満たしていない場合は入札価格の低い順に次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の審査を行う。審査の結果、入札参加資格を満たしている者を確認することができた場合は、落札者として決定する。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の応札を行った者を落札者としていた場合には、落札の決定を取り消す。

- (1) この公告共通事項及び別添公告で示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 申請書等及び提出書類に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) この公告共通事項及び別添公告において示した条件に違反した入札
- (4) 早島町財務規則第 88 条各号に掲げる入札

9 無資格者への理由説明

- (1) 入札執行後に行う入札参加資格の審査において、資格がないと認められた者は、その理由について、別添公告で定めるところにより説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明要求に対しては、別添公告で定めるところにより回答する。

10 入札保証金

早島町財務規則第 82 条第 3 号の規定により、免除とする。

11 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上とする。ただし、利付国債の提供又は早島町が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項の保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

1 2 支払条件

支払条件は次に定めるとおりとする。

- (1) 前金払 請負金額が 500 万円以上の場合、請負金額の 10 分の 4 以内（1 万円未満は切捨て）の前払金を、前払金保証事業会社の保証を要件として支払うことができる。
- (2) 中間前金払 早島町建設工事請負代金中間前金払取扱要領（平成 27 年早島町要領第 3 号）の規定により、請負金額が 1,000 万円以上の場合、請負金額の 10 分の 2 以内（1 万円未満は切捨て）の中間前払金を、前払金保証事業会社の保証を要件として支払うことができる。ただし、工期が 150 日以上 of 工事に限る。
- (3) 部分払 適用なし

1 3 その他

- (1) 代表者が同じ法人又は個人は、同一の入札において 2 者以上参加できない。
- (2) 次の場合においては、指名停止措置の対象とする。
 - ① 申請書等に虚偽の記載をした場合
 - ② 指定期日までに指示した書類の提出がない場合
 - ③ 落札候補者となったにもかかわらず、配置予定技術者がいないことを理由に入札参加資格審査で失格となった場合
 - ④ 明らかに施工実績要件等の入札参加資格要件を満たさないにもかかわらず落札候補者となり、審査において失格となった場合
- (3) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、落札候補者としての権利を喪失する。また、落札決定後には落札決定の取消し、契約締結後には契約の解除を行うことができる。
- (4) 早島町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年早島町条例）の規定により、議会の議決が必要な対象工事については、仮契約を締結し、議決により本契約になるものとする。
- (5) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 提出された申請書等は、入札参加資格の審査以外の目的では使用しない。
- (7) 提出された申請書等は、返却しない。
- (8) 提出期限後における申請書等の差替え及び提出は、認めない。
- (9) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 消費税及び地方消費税に関する法律が改正された場合には、その施行内容による。
- (11) 落札者は、落札者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を本件工事の現場代理人として配置しなければならない。